

## (素案)

## 長久手市こどもの権利条例

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもの大切な権利（第3条－第8条）

第3章 こどもの権利を保障するための役割（第9条－第13条）

第4章 基本的な施策（第14条－第20条）

第5章 施策の推進（第21条－第23条）

第6章 雑則（第24条）

## 附則

こどもは、生まれたときからひとしく一人の人間として自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、ほかの人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが、豊かな人間性と責任感を育み、命を大切にすることへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、すべてのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこども、置かれている環境や人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるよう、この条例を定めます。そして、次に掲げるこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

## 第1章 総則

## (目的及び基本理念)

第1条 この条例は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、すべてのこどもの幸せのために、こどもの大切な権利を明らかにし、その権利を保障することを目的とする。

2 この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念として進める。

(1) こどもに関することを決めるときは、ほかの人の権利にも配慮しつつ、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。

- (2) こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達の状態に応じて尊重されること。
- (3) おとなとこどもはお互いに尊重しあうこと。
- (4) こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の人その他これらの人とひとしく権利を認めることが適当である人をいう。
- (2) 学校等施設関係者 市内の学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園等、こどもが育ち、学ぶために利用する施設（以下「学校等施設」という。）において活動する人（法人その他の団体を含む。）をいう。

## 第2章 こどもの大切な権利

(安全と安心が守られる権利)

第3条 安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障される。

- (1) 命が守られること。
- (2) 清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。
- (3) 育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。
- (4) 適切な医療や教育が受けられること。
- (5) プライバシーが守られること。
- (6) 差別、理不尽な扱い及び不利益を受けないこと。
- (7) 個性や環境に応じた支援を受けられること。
- (8) いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害及び危険な環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第4条 自分らしく生きるために、次に掲げることが保障される。

- (1) ありのままの自分が認められ個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを表すこと。
- (3) 自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援を受けられること。

(豊かに育つ権利)

第5条 様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障される。

- (1) 遊んだり、学んだりすること。
- (2) 多様な人たちとふれあうこと。
- (3) 芸術、文化、スポーツ及び自然に触れること。
- (4) 夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

(心と体を休める権利)

第6条 心身ともに健やかであるために、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の好きな場所で心と体を休めること。
- (2) 自分のための自由な時間があること。

(参加する権利)

第7条 自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障される。

- (1) 仲間をつくり、集うこと。
- (2) 社会参加への適切な情報及び支援が受けられること。

(意見を表明する権利)

第8条 意見や考えを表明するために、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の思いや考えを表明できる機会があること。
- (2) おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

### 第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第9条 こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、ほかの人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等ほかの人の権利も尊重するよう努める。

2 こどもは、一人ひとりの発達の状態に応じた自覚ある行動をするよう努める。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、こどもの養育について、責任を持ち、次に掲げること努める。

- (1) こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達の状態に応じて養育すること。
- (2) それぞれのこどもの個性を認め、それを伸ばしていけるよう見守ること。
- (3) こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦することができるように、こどもを支えること。

(学校等施設関係者の役割)

第11条 学校等施設関係者は、こどもが健やかに成長できるよう、次に掲げること努める。

- (1) こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。
- (2) 自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。
- (3) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるよう一人ひとりの発達の状態に応じて支援すること。
- (4) 困難を抱えるこどもの早期発見に努め、解決に向けた必要な支援と対策を行うこと。
- (5) こどもの権利を理解するための研修に参加すること。
- (6) 市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境

づくりを推進すること。

(市民の役割)

第12条 市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごせるように、次に掲げることに努める。

- (1) 地域の安全な環境づくりを推進すること。
- (2) こどもを思いやり、温かく見守ること。
- (3) 多様な世代やこども同士の交流の機会をつくること。
- (4) 市内で事業を行う人（法人その他の団体を含む。）は、雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

(市の責務)

第13条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施する。

- (1) 保護者、学校等施設関係者及び市民が、それぞれの役割を果たすことができるように必要な支援を行うこと。
- (2) 社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

#### 第4章 基本的な施策

(こどもの権利の理解促進)

第14条 市は、この条例とこどもの権利の理解促進を図るため、次に掲げることについて必要な支援をする。

- (1) こどもが学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。
- (2) 市民が市の行事等において、こどもの権利について学ぶこと。
- (3) 市民がこの条例及びこどもの権利を理解するための活動を行うこと。

(こどもに関わる人への支援)

第15条 市は、こどもに関わる人に対して、次に掲げる支援をする。

- (1) 困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援をすること。
- (2) 学校等施設関係者に対して、こどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識が習得できる環境づくりや、こどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとへの相談及び助言をすること。

(有害又は危険な環境からの保護)

第16条 市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過激な暴力や性的な情報、犯罪等、身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努める。

(相談体制の整備)

第17条 市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備する。

(権利侵害からの救済)

第18条 市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済する

ため、関係機関等と連携し、必要な支援をする。

(居場所づくり)

第19条 市は、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達の状態に応じた適切な居場所づくりを進める。

(意見表明)

第20条 市、学校等施設関係者及び市民は、こどもが利用する施設やこどもが参加する行事等において、こどもが意見表明できる機会を設けることに努める。

## 第5章 施策の推進

(関係機関等との連携)

第21条 市は、こどもに関する施策を推進するため、必要に応じて国、愛知県及び関係機関等と連携し、調整する。

(こどもに関する計画の策定)

第22条 市は、こどもの意見を聞き、こどもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定める。

(普及啓発)

第23条 市は、こどもの権利及びこどもの権利についての施策について、こどもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるため、定期的に広報及び啓発を行う。

2 市は、この条例を理解するための普及啓発活動に、こどもが参加することができるよう努める。

## 第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年〇月〇日から施行する。